

「はい、こちら企業の労働110番です」。

11月末のある日、年末調整の準備にとりかかる社長さんから、扶養の取り扱いに関する質問のお電話でした。

具体的な相談内容は、



名北協会相談員日誌 184

# こが「企業の労働110番」です

河村つぐみ 社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会 専門員

社会保険労務士 河村 亜実

## 社会保険の扶養

税制改正に伴う被扶養者認定並びに今後の改正

象の大学生のお子さんは、社会保険上も被扶養者と認定されます。

### 【税制上の扱い】

昨年令和7年度は税制上大きく扶養の認定の変更がありました。この制度の変更により、

多くの方が税制上扶養扱いに変更となり、この年末あまり収入を気にすることなく働き続けることができたり、アルパイトさんもたくさんみえたことでしょうか。

特に19歳以上23歳未満という年齢枠の方については年間**150万円以下**と大幅にアップし、私自身の娘もそうでしたが、安心してたくさんシフトを入れることが出来るようになったと思います。

「年間140万円見込で稼いでいる大学生（20歳）のお子さんを持つ社員さんの年末調整をしているが、社会保険の扶養は対象となるのだろうか」というものでした。

結論から申しますと、対

### 【社会保険の扱い】

この税制上の大きな改正のもと、社会保険においても令和7年10月より19歳以上23歳未満を対象に被扶養者の収入要件が**150万円未満**（従前130万円未満）となりました。ニュースでは税制上の観点で取り上げられることが多く、社会保険上の扶養との違いがあまり報道されては



んでしたが、大きな改正の一つです。

注意点は、対象年齢の捉え方です。被扶養者認定を受ける日現在の年齢ではなく、その年の12月31日現在の年齢を基準として判断されます。例えば、令和8年10月に19歳の誕生日を迎える方は、令和8年1月1日から認定基準は150万円未満となります。このため、

大学生になる前の期間であっても150万円未満で判断されることとなり、決して「大学生」という要素は必要ありません。

逆に、「早生まれ」の方は大学を卒業してもその年の12月31日まで150万円が認定基準となります。

### 【社会保険上の扶養認定基準の緩和】

実は、令和8年4月にも更なる社会保険上の扶養認定基準の緩和が予定されています。今回の改正緩和の対象者は給与収入のみの方に限られ、給与以外の収入がある方はこれまでと認定方法は変わり

ません。認定基準については、従来所定外賃金や賞与等を含めた今後1年間の収入見込みで判断されていたのに対し、今回の改正では労働契約内容に基づく年間収入見込みが130万円（60歳以上や年金障害等級該当の障害者は180万円、19歳以上23歳未満は130万円）未満である場合には、原則被扶養者と認定する取

り扱いとなります。すなわち、契約内容に盛り込まれていない残業代や支給予定の記載のない賞与及び一時金については「臨時収入」となり、この「臨時収入」によって認定基準である額を超えるに至った場合であっても、その額が社会通念上妥当である場合に限り、被扶養者の認定を取り消す必要はないとされました。保険者より実際の年間収入との差異を確認されることもあるので、労働契約内容の賃金を不当に低く記載することはお控えください。

実際にはこういった制度の改正には細かな条件がございますが、そういった制度そのものの知識や見聞を増やすためにも是非とも愛知県下各労働基準協会の各種講習をご活用ください。

### ●労働実務専門講座

基礎法令コース「社会保険研修」令和8年7月8日開催 詳しくは、当協会総合受付（☎052-961-1666）まで。

イラスト・木村武司